



平成24年6月13日

岡山市消費生活センター

**岡山市中区（宇野学区）で催眠商法による
高額な被害（寝具の購入トラブル）が発生！！**

事例：

「近くで100円均一ショップを開店するので無料で商品引換券をあげる。」と誘われて近くの住宅の一室に案内され、「寝たきりになったら家族にも迷惑をかける。そうならないためにはこの布団に寝ればよい」などと言って、高額な寝具を契約させられた。
解約したいがどうしたらよいか。



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・ 契約してしまった場合でも、契約書を受け取った日を含めて8日間以内であれば、契約を解除（クーリング・オフ）することができます。
- ・ 「会場に行かないこと」が一番です。
- ・ 「タダより高いものはない」ということを忘れないことです。
- ・ すぐに撤収できる臨時の店舗には注意が必要です。
- ・ 一定期間、同じ地域で勧誘を繰り返す恐れがあるので、家族や近所等で声かけをして用心しましょう。
- ・ おかしいなと思ったら、すぐに警察や消費生活センターに相談しましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時